



定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和3年1月29日

香美市監査委員 岡本 明 弘
香美市監査委員 岩崎 昭 雄
香美市監査委員 小松 紀 夫



記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して検査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による検査）

3 監査の対象

香北・物部支所（市民生活班・地域振興班）
香北・物部教育委員会分室（吉井勇記念館を含む）
（令和元年度及び2年度）

4 監査の実施場所・日程

香北支所 ・ 令和3年1月12・14日
物部支所 ・ 令和3年1月13日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を通知されたい。

指摘事項

- (1) 土地の賃貸借料の支払いにおいて、契約者と請求者の関係性が明らかでない。支払うべき相手方を精査し、厳正な事務処理に努められたい。（教育委員会物部分室）
- (2) ライダーズイン奥物部及びふるさと物産館について、基本協定書本文と別紙として添付されているリスク分担表とで指定管理者が負担すべき修繕費の範囲に相違があった。早急に整合性を取るとともに内容を明瞭化し、適正に負担を求められたい。
（物部支所）
- (3) 施行(工)伺や回議書に必要な決裁権者の決裁がないものや施行(工)伺が省略されたものが散見された。事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順に従い、適正な事務処理に努められたい。（香北支所・物部支所・教育委員会香北分室）
- (4) 契約書で示された書類で相手方から未徴収のものがあった。今後は、契約書の内容を遵守されたい。（香北支所・物部支所・教育委員会香北分室・物部分室）

8 監査の意見

必要な手順が踏まれていない契約行為が散見された。事務決裁規程及び契約規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう職員に徹底されたい。

以上